

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 1 日

各保険医療機関 様
各 保 険 薬 局 様

高知県国民健康保険団体連合会

県内国保保険者の被保険者番号のレセプトへの記録について（依頼）

平素は、本会の審査支払業務につきまして御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高知県内国保保険者（34市町村及び高知県医師国保組合）における被保険者証の記号・番号は、記号はなく番号のみとなっています。これまで各保険者の被保険者証の「記号番号」欄には、番号の間にハイフン（「-」）を入れ、視認性の向上を図ってきたところです。

しかしながら、県内国保保険者が設定した被保険者番号は数字のみであり、被保険者番号欄に記録するのはハイフンを除いた数字のみであることを御理解いただきますようお願いいたします。

つきましては、県内国保保険者の被保険者のレセプトデータ作成については、被保険者証のハイフンの有無に関係なく数字のみを被保険者証番号欄へ記録していただくようお願いいたします。

なお、平成23年4月1日から有効となる県内国保被保険者証は一部を除きハイフンの表示をしない予定です。

次項に留意事項等を取りまとめましたので御参照ください。

【担当】

高知県国保連合会 審査第2課第3係 TEL 088-820-8406
--

【被保険者番号についての留意事項等】

- (1) 高知県内国保保険者（県内34市町村及び高知県医師国保組合）については、国保被保険者証の「記号番号」欄のハイフンの有無に関係なく、被保険者証番号欄に数字のみの記録をお願いします。なお、番号欄にハイフンが記録された状態でも当面受付はできますが、本会からの返戻レセプトデータの被保険者証番号においてハイフンを削除している事例がありますので、御了承をお願いします。また、次の事例のように記号欄に被保険者番号が記録された場合は平成23年5月請求分より返戻になりますので御留意ください。

事例	正	誤
高知市国保一般で被保険者証番号の表示が 1 2 3 - 4 5 6 - 7 8	記号 番号 1 2 3 4 5 6 7 8	記号 1 2 3 4 5 6 7 8 番号
同事例でのCSVの記録例	H0, 390013,, 1 2 3 4 5 6 7 8,	H0, 390013, 1 2 3 4 5 6 7 8,,

- (2) 返戻された時点で、(1)で述べたレセプトデータの被保険者番号が数字のみとなる事例は、過誤返戻分です。本会では、平成23年5月請求分からオンライン請求の医療機関・調剤薬局において返戻レセプトデータをオンラインでダウンロードができるよう準備（現在医科医療機関に対し試行中）しておりますが、過誤返戻となりダウンロードされるレセプトデータの被保険者番号は、ハイフンがなくなり数字のみとなります。また電子請求のレセプトを返戻する際には、レセプトデータから紙に打ち出して紙媒体により返戻していますが、同様に数字のみとなります。

- (3) 県内分扱いの全国国保組合（全国土木・中央建設・全国建設工事業）については、各国保組合の被保険者証のとおり記号及び番号を記録してください。

- (4) 電子請求におきましては、記号・番号の区切りとして「-」や「・」は使用しないでください。（記録条件仕様の指定どおり記号欄及び番号欄へ記録してください。）